

# 町政 HOT NEWS

## 奨学金

平成28年度スタートの新しい制度です  
奨学金貸付制度

町では、進学の意味はあるが経済的な理由により就学困難な人のために、奨学金(大学等の就学に必要な授業料、その他学費・費用)の貸付をします。

### ▼資格要件(次の全てに該当する人)

- ①町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している世帯の子
- ②学力が優良である
- ③大学等への入学を許可された、または在学中である
- ④生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる
- ⑤連帯保証人を1人得られる

### ▼貸付額

月額5万円以内

### ▼貸付利率

無利子

### ▼貸付期間

就学先の正規の修業期間を終了する月まで

### ▼申請方法

所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に直接申請する

### ▼必要書類

- ①申請者が属する世帯全員の住民票
- ※申請者と保護者が別世帯の場合、保護者世帯全員の住民票および申請者と保護者の関係を証明する書類。
- ②申請者の出身学校または在学学校の校長が発行する成績証明書
- ③生活保護受給者は、生活保護法に基づく保護を受けていることを証明する書類

書類

## 就学

平成28年度スタートの新しい制度です  
高等学校等就学援助費

町では、経済的な理由により高等学校等へ就学困難な生徒の保護者のために、就学援助費(学用品費、通学費、校外活動費その他高等学校等の就学に必要な経費)を支給します。

### ▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者
- ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

### ▼支給額

月額2万円

### ▼申請方法

所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に直接申請する

教育課に直接申請する

### ▼必要書類

- 生活保護受給者 生活保護法に基づく保護を受けていることを証明する書類
- 生活保護受給者以外の人 前年の収入額(給与所得者以外の場合は所得額)を証明する書類

※生活保護受給者以外の人は民生委員児童委員による意見の記載が必要。

### ▼支給決定

審査をした上で、結果を申請者に通知する

### ▼申請・問合せ

町教育委員会学校教育課 47-5041

## 広報

あなたのレポートを広報おくら  
広報おくら「街角特派員」募集

町では住民の皆さんとともに、より身近な広報紙づくりを進めるため、街角特派員を募集します。

### ▼対象

町内在住・在勤の18歳以上の人

### ▼募集人数

2人(応募者多数の場合  
は抽選)

### ▼特派員の任務

- ①掲載するレポートの取材、執筆
  - ②編集会議などへの参加
- ※レポートは年1~2回。

※取材や写真撮影、紙面レイアウト編集など広報担当者がお手伝いします。

### ▼任期

平成29年3月31日まで

### ▼応募方法

直接来庁または電話、ファクス、郵送(当日消印有効)、メールなどで、住所、名前、年齢、職業、電話番号を連絡する

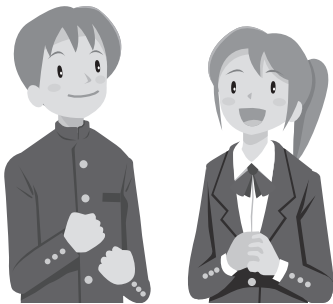
### ▼募集締切

4月28日(日)

### ▼応募・問合せ

役場企画課 47-5007

“学びたい、あなたの  
気持ちを応援します”



町政 HOT NEWS

募集

地域の課題解決や活性化に向けた活動を応援します  
協働のまちづくり事業補助金

さまざまな発想と工夫により地域の活性化に取り組む団体が主体的に行う魅力ある事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象となる団体の要件

- ・主な活動場所が町内の団体で、構成員が5人以上、かつ半数以上が町内在住者であること
- ・営利活動を目的としないこと

▼対象となる事業

- ・地域の活性化を推進させる公益的な取り組みで、団体が主体的に行う事業であること

平成29年3月31日までに完結できる事業であること

▼補助対象経費 事業実施に直接的に必要な経費

▼補助率 対象経費総額の10分の9

- ※一団体に付き50万円が上限。
- ※事業内容により異なる場合があります。

▼募集期間 4月1日(金)～4月28日(土)

▼申込方法 役場企画課へ直接申し込む

- ※まずは活動内容などについて企画課にご相談ください。

▼問合せ 役場企画課 47-5009

申請

対象になる人は申請をお忘れなく  
高齢者向けの給付金

「一億総活躍社会」の実現に向けて、高齢者を支援する給付金を支給します。町では、対象になると思われる人に返信用封筒を同封した申請書類を郵送します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①平成27年1月1日に邑楽町に住民登録されている
- ②平成27年度臨時福祉給付金該当者(平成27年度の住民税が非課税)
- ③昭和27年4月1日以前に生まれた

▼支給額 一人3万円

▼受付期間・時間・場所 下表のとおり

期間	時間	場所
4/11(月)～15(金)	午前8:30～午後7:00	役場1階エントランスロビー
4/18(月)～7/5(土)	午前8:30～午後5:15	役場健康福祉課(1階4番窓口)

町や厚生労働省などが銀行やコンビニなどでATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。また、給付金支給のために手数料などの振り込みを求めるとも絶対にありません。

産業

県と連携して中小企業を応援します  
ぐんま新技術・新製品開発推進補助金

町では県と連携し、新技術・新製品を開発した事業者に補助金を交付します。

▼対象者 町内に事業所のある中小企業

▼対象経費 新技術・新製品開発に掛かる原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費など

- ※人件費、旅費、会議費、消耗品代などは対象外。

▼補助限度額 80万円

▼申込方法 県、町ホームページからそれぞれダウンロードした申請書に必要事項を記入し、役場商工振興課へ提出する

▼申込期間 4月1日(金)～5月10日(土)

▼問合せ 県工業振興課 027-226-3352

☎http://www.pref.gunma.jp/06/g1610012.html

役場商工振興課 47-50026



保険料

平成28年度から変更になります  
後期高齢者医療保険料の軽減措置

群馬県後期高齢者医療広域連合では保険料の軽減割合を決める基準の見直しを行い、平成28年度の後期高齢者医療保険料の軽減措置が決まりました。

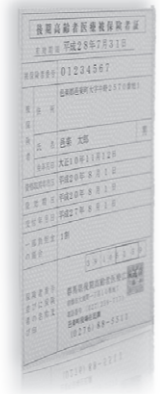
その結果、平成28年度から均等割額5割軽減と均等割額2割軽減の「軽減対象条件」が次のとおりになります。

▼軽減対象条件(太字が変更部分)

均等割額5割軽減 世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額などが「基礎控除額33万円+26万5千円×同一世帯の被保険者数」以下の世帯

均等割額2割軽減 世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額などが「基礎控除額33万円+48万円×同一世帯の被保険者数」以下の世帯

▼問合せ 役場住民課 47-50020、役場税務課 47-5013



お休み

公共施設・あいあいセンター・福祉センター・寿荘  
ゴールデンウィーク中の休館・休業日

施設名	休館・休業日
邑楽町公民館、長柄公民館、ヤングプラザ、町民体育館、町立図書館	5月2日(月)
あいあいセンター	4月29日(金)、5月2日(月)・3日(火)・5日(木)・6日(金)
シンボルタワー	5月2日(月)
福祉センター寿荘	4月29日(金)・5月1日(土)、3日(月)～5日(水)



シンボルタワー「フタモロ」の特別事業

5月5日(土)のこどもの日は、小中学生の入場は無料です。ぜひ皆さんお越しください。

▼開館時間 午前10時～午後6時

▼問合せ シンボルタワー 88-86

予防

病気から愛犬を守りましょう  
狂犬病予防注射

町では、左表の日程で狂犬病予防注射を行います。最寄りの実施場所、または都合の良い場所・日時を選び、直接会場へお越しください。

▼接種費用

登録済みの犬 3,400円

未登録の犬 6,400円

▼問合せ 役場安全安心課 47-5018



飼い犬には生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています

緑化

家庭の緑を増やすための運動  
苗木の無料配布を行います



町では、緑化運動推進の一環として、苗木の無料配布を行います。当日は緑の羽根募金活動を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

▼期日 4月16日(土)

▼時間 午前10時～

▼会場 シンボルタワー駐車場

▼内容 樹木苗(温州ミカン)先着200人

※配布する苗の種類や数に変更になる場合があります。

▼問合せ 役場農業振興課 47-5027

	時間	会場	時間	会場
5月17日(土)	9:30～9:50	JA 邑楽館林高島支所	13:30～13:50	11区公民館
	10:00～10:20	秋妻公民館		
	10:30～10:45	一本木公民館		
	10:55～11:10	洗沼集荷場		
5月18日(日)	11:20～11:40	石打公民館		
	9:30～10:00	町立集会所(新中野)	13:30～13:45	下中野区民館
	10:15～10:30	光善寺公民館	14:00～14:30	鶉区民館
	10:45～11:15	明野公民館		
5月19日(月)	11:30～11:45	鶉新田集会所		
	9:30～10:00	前原公民館	13:30～13:50	坪谷稲荷神社
	10:15～10:35	大信寺	14:05～14:25	中島集会所
5月20日(火)	10:50～11:10	馬場大林集会所		
	11:25～11:40	西ノ根集会所		
	9:30～10:00	町民体育館	13:30～13:50	赤堀転作促進集落センター
	10:15～10:30	十三軒集落センター	14:05～14:25	開拓公民館
5月21日(水)	10:45～11:05	狸塚総合研修センター		
	11:20～11:35	十軒集会所		
5月21日(土)	9:00～11:30	町役場前		

上記日程で都合がつかない場合は、邑楽館林地区の動物病院などで登録と注射を受けてください(別途、診察料がかかります)。